

豊里こども園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

- (1) 社会福祉法人栃の木福祉会（以下「本法人」という。）が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77条）（以下「認定こども園法」という。）に基づき設置する豊里こども園（以下「本園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
- (2) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 当園は、児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号）及び深谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第24号。以下、「条例」という。）、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 提供する保育の内容等

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 健康、人間関係、環境、言葉、表現その他園長が必要と認めた教育・保育
- (2) 延長保育
- (3) 障害児保育

3. 事業運営主体

名 称	社会福祉法人 栃の木福祉会
所 在 地	深谷市上柴町東三丁目18番地3
電 話 番 号	048(572)8956
代 表 者 氏 名	理事長 柴崎宏

4. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	豊里こども園
施設の所在地	深谷市新戒640番地3
連絡先	電話番号 048-587-3786 F A X 048-587-0007
管理者	園長 竹越 愛
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、教育保育を必要とする小学校就学前児童

利用定員	1号認定子ども 6人 2号認定子ども 54人 3号認定子ども 36人（うち、満1歳未満の子ども 6人）
学年及び学期	本園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる 第1学期 4月1日から 8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から 3月31日まで
開設年月日 (認可年月日)	令和 2年 4月 1日 (令和 2年 3月31日)
事業所番号	1121851000458
実施する保育事業	低年齢児保育、アレルギー等対応給食提供
自己評価の概要	年度内に数回実施
第三者評価の概要	外部機関に依頼
職員への研修の実施状況	埼玉県、埼玉県保育協議会及び保育士会主催の外部研修に参加
嘱託医	学校医1人/学校歯科医1人/学校薬剤師1人

5. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地全体面積	2,862.15㎡	園庭面積	1,231.88㎡
園舎構造	鉄骨造平屋建て	延べ面積	578.22㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	5室	あ か組 (0歳児～満1歳児クラス) も も組 (満2歳児クラス) きいろ組 (満3歳児クラス) みどり組 (満4歳児クラス) あ お組 (満5歳児クラス) について各1室
医務室兼事務室	1室	
調理室	1室	
一時預かり保育室	1室	

6. 法人基本理念

(1) 教育保育理念

子ども一人ひとりを大切にし、保護者から信頼され、地域に愛される保育園

(2) 教育保育方針

子どもの豊かな心と丈夫な身体を育て、自律と自立を促し、生きる力と共生の心を育む保育

(3) 教育保育目標

○心身が豊かな子ども ○思いやりのある子ども ○明るく素直な子ども

○自分で考えて行動できる子ども

7. 職員の設置状況

(1) 職種及び員数等

職 種	常 勤	常勤者 の有資格	非常勤	非常勤者 の有資格	備 考
園 長	1人	1人			
主幹保育教諭	1人	1人			
保育教諭	8人	8人	8人	8人	
看護師	人	人	1人	1人	
栄養士	人	人	1人	1人	
調理員	人	人	2人	2人	
事務員	人	人	1人	人	
保育補助			3人		

(2) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系（勤務時間帯）	備 考
園 長	午前 8時30分～午後 5時30分	
主幹保育教諭	午前 7時00分～午後 7時00分	シフト勤務
保育教諭	午前 7時00分～午後 7時00分	シフト勤務
看護師	午前 8時30分～午後 4時30分	
栄養士	午前 8時30分～午後 4時30分	
調理員	午前 9時00分～午後 4時00分	
事務員	午前 9時00分～午後 3時00分	

8. 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日		月曜日～土曜日	
開園時間	月～金曜	午前 7時30分～午後 6時30分	
	土曜	午前 7時30分～午後 6時30分	
保育提供時間 *保育標準時間認定		午前 7時30分～午後 6時30分	
延長保育時間		午前 7時～午前 7時30分	午後 6時30分～午後 7時
保育提供時間 *保育短時間認定		午前 8時30分～午後 4時30分	

延長保育時間	午前 7 時～午前 8 時 3 0 分	午後 4 時 3 0 分～午後 7 時
保育提供時間 * 1 号認定	午前 9 時 0 0 分～午後 1 時 0 0 分	
延長保育時間	午前 8 時 3 0 分～午前 9 時	午後 1 時～午後 4 時 3 0 分
休園日	日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）、1号認定は別にあり	
<p>※ 当園が教育・保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。</p> <p>○保育標準時間認定、保育短時間認定及び1号認定に係る保育時間はそれぞれ上記時間の範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。</p> <p>○なお、保育標準時間認定、保育短時間認定及び1号認定のそれぞれの保育提供時間の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、満1歳になった翌月以降、保護者の申し出を当園が承認した時、午前7時00分から午後7時00分の範囲内で時間外保育（延長保育）を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。</p>		

9. 給食等について

(1) ねらい

- ・食を通じて児童の体や心の発達をはかる。
- ・児童の健康を増進し、体力の向上をはかる。
- ・楽しい雰囲気の中で、望ましい食習慣を身につける。
- ・栄養や衛生の知識を身に付ける。
- ・食文化の伝承をうながす。

(2) 提供方法

自園調理

(3) 内容

- ・栄養士が作成した献立をもとに調理師が作ります。当園の給食は全て手作りです。
- ・献立は、七夕やクリスマスなどの行事食もあり、子どもが楽しんで食べられるように工夫をしています。
- ・栄養素については、幼児1日当たりの必要栄養所要量の50%以上が目安となっております。
- ・毎日午後3：00に手作りおやつを提供します。
- ・上記ねらいを十分に配慮しながら「残さず食べる子」を目指しております。

(4) アレルギー等への対応

- ・当園所定の用紙（アレルギー疾患 生活管理指導表）で主治医から食物アレルギーに関する診断書を提出することでアレルギー対応食を提供します。（各医療機関の診断書でも可）

(5) 完全給食

- ・当園では、すべての子どもに対して主食を提供しておりますので、3歳児以上からは主食代を頂いています。また3歳児以上の保育料の無償化に伴い副食代も合わせて頂いております。

10. クラス別け

当園では以下の5クラスがあります。

- (1) あ か組 (0～1歳児)
- (2) も も組 (2歳児)
- (3) きいろ組 (3歳児)
- (4) みどり組 (4歳児)
- (5) あ お組 (5歳児)

11. 保護者の負担について

- (1) 教材及び給食代

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育教材費	クラス別帽子 全園児	1,020円
保育材料費	縄跳び 3歳児以上	990円
保育材料費	連絡帳(0歳児用) 0歳児	170円
保育教材費	クレヨン 3歳児以上	610円
保育教材費	マーカー 3歳児以上	840円
保育教材費	体操着(上) 3歳児以上	2,500円
保育教材費	体操着(下) 3歳児以上	2,000円
保育教材費	ジャージ(上) 4歳児以上	3,000円
保育教材費	ジャージ(下) 4歳児以上	2,800円
給食費	主食代 3歳児以上	月 1,800円
給食費	副食代 3歳児以上	月 4,700円
保育教材費	福音館の月刊絵本 希望者のみ	月 440円

※主食代、副食代、絵本代、教材費等は当月の10日までに「深谷市地域通貨 negi(ネギー)」でお支払いください

また、保護者会から保護者会費の徴収があります。

- (2) 延長保育料

利用時間	月額料金	1回料金
7:00～ 7:30 (標準時間認定の方)	—	300円
18:30～19:00 (標準時間認定の方)		
1・2歳児クラス	3,000円	300円
3・4・5歳児クラス	2,000円	200円
8:30～ 9:00 (1号認定の方)	1,000円 <small>(※令和8年3月まで0円)</small>	200円 <small>(※令和8年3月まで0円)</small>
13:00～16:30 (1号認定の方)	1,000円 <small>(※令和8年3月まで0円)</small>	200円 <small>(※令和8年3月まで0円)</small>
上記以外の場合		30分 300円

※延長保育時間は、通常の保育時間より保育者が少なくなり特別な配慮等が出来なくなります。

そのため、当園の判断により延長保育の利用をお断りする場合があります。また、利用は1歳児クラスからとなります。

※教材費と同様「深谷市地域通貨 negi(ネギー)」でお支払いください。

1ヶ月単位の延長保育申込み方法

所定の用紙（延長保育申込書[様式1]及び勤務証明書[様式2]）を利用希望月の前月20日までに、料金を添えて提出してください。ただし、様式2については、毎年4月及び勤務状況が変更した際のみ提出で可とします。

単発での申込み方法

朝の延長保育を利用の方は前日の17:00までに、夕方の延長保育を利用の方は当日の17:30までにこども園に直接あるいは電話にて申し出て下さい。コドモンでの申込みはできません。料金は利用時にお支払い下さい。

(4) 一時預かり保育料

事業内容

○事業目的：保護者の出産、病気、冠婚葬祭等の理由で一時的に家庭での保育が困難になった児童への支援を行う。また、保育所の利用がない家庭において核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援を行う。

○実施形態：一般型

○保育内容：一時預かり保育児童については、年齢毎に在園児童と一体的に保育を行う

○対象年齢：満1歳以上または当園が認めた者

○定員：1日あたり 最大5名

利用料金

○全年齢 1日あたり 3,000円または、1時間あたり500円

※3歳以上児は上記の他に給食代1日330円

ただし、緊急性が高く且つ短期の利用（概ね1ヶ月以内）が明らかな場合は、上記の他に下記利用料を適用することができる。

○3歳未満児 1ヶ月 43,000円（給食代 込）

○3歳以上児 1ヶ月 37,000円（給食代 別／1ヶ月6,500円）

(3) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当該市町村が定める保育料を、教材費等と同じく「深谷市地域通貨 negi ネギー」にて納入をお願い致します。

1.2. 当園と保護者の連絡について

(1) 当園での状況や家庭での状況を相互連絡するために連絡帳を活用します。

(2) 行事等は、印刷物や掲示物などでお知らせします。また、月に1回、園だより、食育だよりを発行します。

(3) 勤務先はもちろんのこと、住所、電話番号、携帯電話番号等が変更になった時は、速やかに当園に連絡してください。

1.3. 当園利用に際してのその他留意事項について

(1) 送迎は保護者の責任でお願いします。やむを得ず普段と違う保護者以外の方が送迎する時は、必ず連絡して下さい。（例えば、「今日は〇〇ちゃんが5時頃お迎えに行きます」等。またその時は、

本人確認ができる証明書の提示を求めることがあります。)

- (2) 登園の際は必ず保育士に託して下さい。
- (3) お車で送迎時、車は保育園駐車場に停めて下さい。お車は必ずエンジンを切りドアロックをして下さい。
- (4) 貴重品は車内に絶対に置かないで下さい。

1 4. 利用の開始及び終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 小学校に就学したとき。
- (2) 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。
- (3) その他、保育の利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1 5. 嘱託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 学校医

医療機関の名称	小暮医院
医師名	小暮 郁子
所在地	深谷市中瀬1216
電話番号	048-587-1262

(2) 学校歯科医

医療機関の名称	丸山歯科医院
歯科医師名	丸山 吉弘
所在地	深谷市上敷免365
電話番号	048-571-0889

(3) 学校薬剤師

医療機関の名称	大慶堂
薬剤師名	大谷 桜
所在地	深谷市西島町2-13-3
電話番号	048-571-6001

1 6. 緊急時の対応

十分注意して保育をしますが、集団生活ですので軽微なケガ(すり傷、こぶ、ひっかき傷等)は発生しますがご了承ください。ただし、医療機関での処置を必要とする場合は、原則以下の通りとします。

- (1) 保護者に連絡をした上で、当園で病院へ連れて行きます。

- (2) 後日、健康保険証を病院に持参頂く場合もありますがご了承下さい。
- (3) その後の通院につきましてはご家庭でお願いいたします。
- (4) 重症ではない場合の医療費につきましては、子ども医療が無料のため、各家庭での健康保険での対応をお願いいたします。

健康管理

朝食は、ご家庭でしっかりと食べて、登園時食べ物を持たせることのないようにし、きれいな顔での登園をお願いします。

○病気について

(1) 検温

こども園では登園した時に、毎日検温をしております。(0・1歳児)

また、0歳児については、毎朝登園前に必ず体温を測ってきて下さい。1歳以上児でもいつもと様子が違っていたり、前日に発熱した場合は登園前に必ず検温してお知らせ下さい。

(2) 発熱や嘔吐・下痢

こども園では、嘔吐・下痢が続いたり、熱が出たり、また熱がなくても食欲・機嫌等の状態が悪い時は、保護者の方に連絡をいたします。その場合は、早めのお迎えをお願いする事がありますので、お仕事の調整をよろしくお願いいたします。

(3) くすり

薬を飲ませなければならない間は、原則としてお休みをして頂きます。それは、本来保育教諭は法律上お薬を飲ませることが出来ないからです。こども園でのお薬の服用をお願いする場合は、1回分量に区分し、飲ませる時間、その他の指示があれば余白に記入し『投薬届』と一緒に、必ず手渡しで提出して下さい。

薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤してもらったもの、あるいはその医師の処方によって調剤したものに限ります。

(4) 感染症対策

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが安全で安心して生活することが出来ます。

お子さまが、別紙感染症に罹った場合速やかにこども園に報告をするとともに、感染力のある期間に配慮し、お子さまの健康状態が、集団でこども園での生活が可能なお状態となってから登園するようお願いいたします。その際には、『登園届』の提出をお願いいたします。

(5) その他

ひきつけ・関節脱臼・アレルギー・小児喘息・心臓病・腎臓病など日常生活において注意や配慮を必要とすることがありましたら、必ずお知らせ下さい。

* 病気にかかり登園の可否については、主治医の指示を受けて下さい。

○予防接種について

- (1) 予防接種は、お子さまの伝染病予防上欠くことのできないものです。お住まいの市町村や保健所に確認して、必ず行う様にして下さい。
- (2) 特に麻疹・風疹混合接種については、1歳を過ぎたら速やかに接種をして下さい。
- (3) 予防接種や検診の日は、お家でゆっくり過ごして下さい。必ず報告して下さい。

※予防接種を受けた当日は、ご家庭での経過観察をお願いします。

○3～4ヶ月健診、1歳6ヶ月健診、3歳児健診、就学前健診は必ず受診して下さい。

17. 緊急時対策

防火管理者	梅澤 美穂
消防計画届出年月日	令和3年7月
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	豊里公民館（水害の場合は豊里小学校3F以上）
緊急時の連絡手段	保育専用アプリ（コドモン）

18. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。																
園舎の耐火構造	耐火建築物																
防災設備	<table border="0"> <tr> <td>・自動火災報知機</td> <td>有</td> <td>・誘導灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ガス漏れ報知機</td> <td>有</td> <td>・非常警報装置</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td>無</td> <td>・スプリンクラー</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理</td> <td colspan="2">有</td> </tr> </table>	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理		有	
・自動火災報知機	有	・誘導灯	有														
・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有														
・非常用電源	無	・スプリンクラー	無														
・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理		有															
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。																
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。																
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。																

19. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

窓口担当者	主幹保育教諭		
ご利用時間	午前10時から午後3時		
電話番号（FAX）	048-587-3786（FAX048-587-0007）		
第三者委員	吉田真人	電話番号	048-587-3786
		役職・肩書等	児童福祉施設長

20. 賠償責任保険について

当園は、保育中の怪我や事故に対して以下の保険に加入しています。

- (1) 保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- (2) 保険の種類 幼稚園保育園賠償責任保険
- (3) 保険金額 1事故1億円かつ1名2千万円

21. プライバシーポリシー（個人情報保護指針）

当園は、個人情報保護の重要性を理解し個人情報の取扱いに関しては、下記指針を全職員に周知徹底しています。

- (1) 個人情報は保育園業務のために取得し、法令に定める場合を除き目的外に使用いたしません。
- (2) 個人情報の管理には万全を尽くします。
- (3) 個人情報の開示等について適切に対応いたします。
- (4) 個人情報は保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。ただし法令に定める場合や緊急時または同意を得ることが困難であるときは除きます。
- (5) 個人情報に関する問い合わせ窓口は園長または主幹保育教諭です。

2.2. 写真・映像の取扱いについて

当園は、下記目的の為日常の子ども達の姿を写真や映像として記録しております。また、子ども達の日常の保育や行事の様子がわかるよう保護者に公開しております。他の目的には使用致しませんので、ご了承下さい。

- (1) 毎月発行の園だより、食育だよりへの掲載
- (2) 当法人のホームページへの掲載 ※ただし閲覧は園長の許可を得た保護者に限る
- (3) 深谷市主催の「福祉健康祭り」の際、保育園紹介パネルへの掲載
- (4) 保育者の資質向上のための研修資料として使用

2.3. 年間行事について

日程は変更することもあります。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 6年 月 日

豊里こども園 園長 竹越 愛

説明者 職名：園長 氏名：竹越 愛

私は、本書面に基づいて豊里こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

住 所 _____

児童氏名 _____

保護者氏名 _____

(児童から見た続柄： _____)